



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年4月12日金曜日 第3068号

◇ 目 次 ◇

理容師法による講習会の指定..... (薬務衛生課) ... 311
 美容師法による講習会の指定..... (") ... 311
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (2 件) (経営支援課) ... 311
 地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 313
 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の数量の超過..... (水産課) ... 313
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 313
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 313
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 314
 道路の供用開始 (県道興居島循環線) (中予地方局管理課) ... 315
 道路の供用開始 (県道松山東部環状線) (") ... 315

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示..... (労働委員会事務局) ... 315

正 誤

平成31年4月1日付け第3064号外3愛媛県規則第26号 (愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則) 中..... (税務課) ... 316
 平成31年4月1日付け第3064号外3愛媛県規則第27号 (愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則) 中..... (建築住宅課) ... 316

告 示

○愛媛県告示第309号

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成31年4月12日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会
- 主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 講習日
令和元年8月12日、令和元年8月19日、令和元年9月2日の3日間
- 講習場所
松山市持田町三丁目8番15号
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料
16,000円

○愛媛県告示第310号

美容師法 (昭和32年法律第163号) 第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成31年4月12日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称
管理美容師資格認定講習会
- 主催者
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 講習日
令和元年8月12日、令和元年8月19日、令和元年9月2日の3日間
- 講習場所
松山市持田町三丁目8番15号
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料
16,000円

○愛媛県告示第311号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成31年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 の 年 月 日 | 届 年 月 日 出 |
|-----------------|----------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------|---------------|
| ホームセンタータイム伊予三島店 | 四国中央市下柏町68-1 外 | 大規模小売店舗を設置する者 | 株式会社リックコーポレーション 代表取締役 菅原 啓晃 | 株式会社リックコーポレーション 代表取締役 吉原 重治 | 平成29年 3月1日 | 平成31年 4月1日 |
| | | | 株式会社リックコーポレーション 代表取締役 吉原 重治 | 株式会社タイム 代表取締役 吉原 重治 | 平成31年 3月1日 | |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | 株式会社リックコーポレーション 代表取締役 菅原 啓晃 | 株式会社リックコーポレーション 代表取締役 吉原 重治 | 平成29年 3月1日 | |
| | | | 株式会社リックコーポレーション 代表取締役 吉原 重治 | 株式会社タイム 代表取締役 吉原 重治 | 平成31年 3月1日 | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第312号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成31年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 の 年 月 日 | 届 年 月 日 出 |
|------------|-------------------|---------------------------|------------------------------|-------------------------------|----------------|---------------|
| 太陽市 | 松山市湊町八丁目12-0番地1 外 | 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | えひめ中央農業協同組合 代表理事 福島 龍雄 | えひめ中央農業協同組合 代表理事 宮内 公一郎 | 平成31年 2月28日 | 平成31年 4月3日 |
| | | 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | えひめ中央農業協同組合 代表理事 福島 龍雄 | えひめ中央農業協同組合 代表理事 宮内 公一郎 | | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第313号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

| 実施者 | 地 域 | 調 査 期 間 | 成果の名称 |
|-------|-------------------|----------------------|----------------------------|
| 新居浜市 | 庄内町二丁目、 庄内町三丁目 | 平成28年度から 平成29年度まで | 新居浜市庄内町二丁目、庄内町三丁目の地籍図及び地籍簿 |
| 新居浜市 | 瓜生野の一部、 草原 | 平成21年度から 平成22年度まで | 新居浜市瓜生野の一部、草原の地籍図及び地籍簿 |
| 四国中央市 | 川滝町下山・領家2 | 平成28年度から 平成29年度まで | 四国中央市（川滝町下山・領家2）の地籍図及び地籍簿 |
| 松山市 | 馬木地区の一部 | 平成28年度から 平成30年度まで | 松山市（馬木地区の一部）の地籍図及び地籍簿 |
| 四国中央市 | 土居町上野7 | 平成27年度から 平成28年度まで | 四国中央市（土居町上野7）の地籍図及び地籍簿 |

2 認証年月日

平成31年 4月12日

○愛媛県告示第314号

愛媛県知事管理量に係るくまぐろの採捕の停止に関する規則（平成30年愛媛県規則第52号）第2条第2号に規定する漁船漁業等に係る30キログラム未満のくまぐろの採捕の数量が、当該くまぐろの管理期間（平成31年4月1日から6月30日まで）の知事管理量を超えるおそれが著しく大きいので、同条の規定に基づき告示し、同規則第3条の知事が定める日を当該管理期間の末日とする。

平成31年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第315号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成31年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

永久（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成21年9月愛媛県告示第1121号）永久の項で指定した標柱14号、標柱13号及び標柱12号を順次結んだ線、標柱12号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15号から標柱27

号までを順次結んだ線及び標柱27号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域

| 市 町 | | 地 番 | 標 柱 |
|-----------|----|---------|---------|
| 上浮穴郡久万高原町 | 二名 | 乙466番 1 | 15号 |
| | | 甲138番 3 | 16号 |
| | | 甲138番 1 | 17号 |
| | | 乙458番 2 | 18号 |
| | | 乙458番 1 | 19号 |
| | | 乙457番 | 20号 |
| | | 乙456番 | 21号 |
| | | 甲92番 2 | 22号 |
| | | 甲85番 | 23号 |
| | | 甲84番 2 | 24号 |
| | | 甲130番 | 25号 |
| | | 甲125番 2 | 26号、27号 |

○愛媛県告示第316号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成31年 4月12日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目2番1号
代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

除害排ガス吸収塔 T - 904

| | |
|------------------|--|
| 特定施設の種類 | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号夕 塵ガス洗浄施設 |
| 特定施設の能力 | 1時間当たり8,600立方メートル処理 |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに |
| 工事の完成予定年月日 | 着手1カ月後 |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連続 |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | なし |

| | | |
|------------------------|----------------------------|---------------------|
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 10~12 最大 9~13 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 50 最大 60 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2 最大 3 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.1 最大 0.1 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.01 最大 0.01 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 144 最大 240 |

4 汚水等の処理施設に関する事項

N B T新居浜総合排水処理施設

| | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 設 置 年 月 日 | 昭和47年 5月12日 | | |
| 処 理 施 設 の 種 類 | 化学処理、生物処理及び物理処理 | | |
| 処 理 施 設 の 型 式 | 散気式活性汚泥処理方式 | | |
| 処 理 施 設 の 構 造 | 鉄筋コンクリート製 | | |
| 処 理 施 設 の 主 要 寸 法 | 縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル | | |
| 処 理 施 設 の 能 力 | 1日当たり24,000立方メートル処理 | | |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式 | | |
| 処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔 | 連 続 | | |
| 処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間 | 24時間 | | |
| 処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要 | な し | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項 目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0 | 通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 526.2 最大 1,242.1 | 通常 109.0 最大 184.2 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 499.9 最大 862.1 | 通常 24.6 最大 69.6 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 555.8 最大 717.6 | 通常 225.1 最大 240.9 |

| | | |
|-------------------------|------------------------|------------------------|
| りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 26.2 最大 68.9 | 通常 3.8 最大 11.5 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 17,494 最大 20,958 | 通常 17,494 最大 20,958 |

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

| | | |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 15.6 最大 35.0 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 28.7 最大 69.0 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 22.6 最大 45.0 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.56 最大 2.0 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 252,986 最大 335,405 |

(2) 東総合排水口

| | | |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.33 最大 20.0 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 21.0 最大 60.0 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 6.0 最大 10.0 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.5 最大 1.0 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 17,174 最大 33,000 |

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第317号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月12日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 長谷川 學 | 松山市祝谷四丁目 8 - 16 |
| " | 栗 林 昭 三 | 松山市祝谷五丁目 4 - 5 |
| " | 辻 田 彰 | 松山市祝谷六丁目1163 |
| " | 野 本 敬 介 | 松山市祝谷六丁目1260 |
| " | 井手野 勝 照 | 松山市道後多幸町 4 - 13 |
| " | 古茂田 和 典 | 松山市祝谷二丁目 9 - 16 |
| " | 松 本 清 俊 | 松山市祝谷五丁目 4 - 7 |
| " | 野 本 義 之 | 松山市祝谷四丁目10 - 20 |
| " | 野 本 桂 子 | 松山市祝谷五丁目 7 - 4 |
| " | 丸 山 直 樹 | 松山市祝谷六丁目1030 |
| " | 野 本 幸 司 | 松山市祝谷六丁目1200 |
| " | 古茂田 修 | 松山市祝谷六丁目1296 |
| " | 白 石 徳 広 | 松山市祝谷四丁目 3 - 19 |
| 監 事 | 古茂田 宏 則 | 松山市祝谷一丁目 7 - 4 |
| " | 松 本 邦 男 | 松山市祝谷五丁目 3 - 26 |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事 | 長谷川 學 | 松山市祝谷四丁目 8 - 16 |
| " | 栗 林 昭 三 | 松山市祝谷五丁目 4 - 5 |
| " | 辻 田 彰 | 松山市祝谷六丁目1163 |
| " | 古茂田 修 | 松山市祝谷六丁目1296 |
| " | 野 本 敬 介 | 松山市祝谷六丁目1260 |
| " | 平 松 哲 夫 | 松山市道後多幸町 5 - 18 |
| " | 古茂田 一 | 松山市祝谷二丁目 7 - 38 |
| " | 松 本 清 俊 | 松山市祝谷五丁目 4 - 7 |
| " | 栗 林 範 臣 | 松山市祝谷五丁目 9 - 10 |
| " | 野 本 桂 子 | 松山市祝谷五丁目 7 - 4 |
| " | 丸 山 直 樹 | 松山市祝谷六丁目1030 |
| " | 松 田 一 郎 | 松山市祝谷六丁目1325 |
| " | 白 石 徳 広 | 松山市祝谷四丁目 3 - 19 |
| 監 事 | 古茂田 宏 則 | 松山市祝谷一丁目 7 - 4 |
| " | 松 本 邦 男 | 松山市祝谷五丁目 3 - 26 |

○愛媛県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|-----------------------------|-------------|
| 県 道 | 興居島循環線 | 松山市門田町701番2から 同町丙193番6まで | 平成31年 4月12日 |

○愛媛県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|-----------------------------|-------------|
| 県 道 | 松山東部環状線 | 松山市船ヶ谷町216番3から 同町219番2まで | 平成31年 4月12日 |

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成31年 4月12日

愛媛県労働委員会

会 長 村 田 毅 之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

| 氏 名 | 現 職 又 は 地 位 | 委員経歴 | 委嘱年月日 |
|---------|--------------------------------------|---------------|-------------|
| 村 田 毅 之 | 愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授 | 35期 39～43期 | 平成29年 9月 4日 |
| 大 熊 伸 定 | 愛媛県労働委員会会長代理 弁護士 | 42～43期 | 〃 |
| 小 田 敬 美 | 愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授 | 42～43期 | 〃 |
| 大 野 圭 介 | 愛媛県労働委員会委員 弁護士 | 42～43期 | 〃 |
| 武 智 雅 子 | 愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士 | 43期 | 〃 |
| 砂 田 篤 志 | 愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長 | 40～43期 | 〃 |
| 若 宮 強 | 愛媛県労働委員会委員 自治労愛媛県本部特別執行委員 | 40～43期 | 〃 |
| 菊 池 順 子 | 愛媛県労働委員会委員 元連合愛媛女性委員会副委員長 | 42～43期 | 〃 |
| 弓 立 浩 二 | 愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長 | 42～43期 | 〃 |
| 菅 勝 幸 | 愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U Aゼンセン愛媛県支部長 | 43期 | 平成31年 2月22日 |
| 黒 田 周 子 | 愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長 | 38～43期 | 平成29年 9月 4日 |
| 伊勢家 勝 正 | 愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長 | 40～43期 | 〃 |
| 大 西 宏 昭 | 愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事 | 42～43期 | 〃 |
| 柴 田 智 恵 | 愛媛県労働委員会委員 有限会社大豊陸送代表取締役社長 | 43期 | 〃 |
| 松 下 博 彦 | 愛媛県労働委員会委員 住友金属鉱山株式会社別子事業所総務センター長 | 43期 | 〃 |
| 松 本 靖 | 愛媛県労働委員会事務局長 | | 平成31年 4月 1日 |
| 金 繁 宏 規 | 愛媛県労働委員会事務局次長 | | 平成30年 4月 1日 |
| 宮 田 信 泉 | 愛媛県労働委員会事務局審査調整課長 | | 平成31年 4月 1日 |

正 誤

○正 誤

平成31年 4月 1日付け第3064号外 3 愛媛県規則第26号（愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則）中

| ページ | 箇 所 | 誤 | 正 |
|-----|---------|--------------------------|-------------------|
| 8 | 附則第 1 項 | この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。 | この規則は、公布の日から施行する。 |

○正 誤

平成31年 4月 1日付け第3064号外 3 愛媛県規則第27号（愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則）中

| ページ | 箇 所 | 誤 | 正 |
|-----|-----|--------------------------|-------------------|
| 8 | 附則 | この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。 | この規則は、公布の日から施行する。 |